

議案第 67 号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年 3 月条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。